

昨年の暑さは記録的な猛暑でしたが、今年の夏はどれ程なのでしょう。予想では「平均的な暑さ」と出ていますが、油断せず過ごしたいものですね！

健康的に夏を楽しむために、今からできる夏バテ予防策をご紹介します！

①夏野菜をとる！

ビタミンも水分も豊富、なにより旬の野菜はおいしい◎おすすめなのは夏野菜カレーです。スパイスが胃を刺激することで胃酸の分泌を多くし、食欲・消化を増進させます。

②入浴する

「シャワーですませたい…」という方、入浴で得られる効果をご存知ですか？熱いお湯に長時間つかるのは身体に負担がかかりますが、38～40度ほどのぬるま湯に20～30分つかってみてください。血液のめぐりがよくなり、睡眠の質も上がります。水分補給はお忘れなく！

★アプローチレター製作委員会



【インデックス】

- 1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
- 2. 特集「遺言制度の改正」
- 3. アプローチ相談室
- 4. アプローチ女子会
- 5. アプローチからのお知らせ
- 6. アプローチ外部講師派遣のご案内
- 7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

- 加藤 道夫
- 田中 沙哉佳
- 倉橋 聡史
- 岡村 千花
- 三浦 千穂

1. コラム 「5人に1人が認知症」

皆さん、ご存知でしたか？推計では、2025年には、認知症患者数が約700万人前後とされています。これは、65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症を発症する計算になります。今回は、そんな事態に遭遇してから気付いても遅い情報をお届けしたいと思います。高校時代からの友人に降りかかってきた現実問題について考えてみたいと思います。

【認知症でも本人の銀行口座は凍結される】

「死亡した人の銀行口座は凍結される」ということは、ご存知だと思います。これは、金融機関が親族間の相続トラブルに巻き込まれることを避けるための措置です。このことについて文句を言われる遺族の方もいますが、相続トラブルが多くなると致し方ない対応でしょう。実は死亡だけでなく、認知症でも本人の銀行口座は凍結されることが多々あります。現在、各金融機関によって対応は異なるようですが、今後ますますこういった対応になる金融機関は増えていくことでしょう。これは相続トラブルも含めて、親族トラブルに巻き込まれないようにするためです。親が認知症で銀行口座を凍結されてしまってからでは、成年後見制度（法定後見制度）での解除しか方法はないようです。

この成年後見制度の使い勝手はあまりよくないのです。①申し立てる手続きが煩雑で、手間と時間がかかる②親族が後見人になれる確率は約3割と低く、専門家などの第三者がなった場合には定期的に費用が発生する。③財産使用は必要最小限に留められ、それを超える使用には裁判所の許可が必要で、正当な理由がなければなかなか許可されない。こういったデメリットがあると、銀行口座の凍結が解除されてもすべての問題がすんなり解決するというわけにもいきません。

【認知症になる前に対策が必要】

認知症による銀行口座凍結のトラブルは、認知症発症後の対応では円満解決が難しいのが実情です。認知症になる前の対策が肝心で、最近ではさまざまな問題解決の方法が模索されています。

- ・成年後見制度 → 法定後見制度ではなく、任意後見制度を活用
- ・委任契約での対応 → 生前事務委任契約等で財産管理や事務管理を委任
- ・信託での対応 → 民事（家族）信託制度にて想定される問題に対応

いずれにしても自分の老後について向き合い、具体的にどうしていったらいいのかを考え、家族と話し合うことが大切になるのではないのでしょうか。



代表司法書士 加藤 道夫

2.特集 遺言制度の改正

担当：田中 沙哉佳

2019年7月1日、遂に、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行されました。昭和55年以来、約40年ぶりの大幅見直しとされています。また、今後も「配偶者の居住権を保護するための方策」が2020年4月1日、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が2020年7月10日に施行が予定されており、多くの方が関心をもたれているかと思えます。今回は、新しい制度に少しでも触れていただけるよう、皆様に最も身近で、誰しものがいつかは利用する可能性のある遺言制度の改正につきましてご紹介していきたいと思えます。

1. 自筆証書遺言の方式緩和

ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、実は、「自筆証書遺言の方式緩和」につきましては、2019年1月13日より既に施行されています。

【主な制度内容】

パソコンでの財産目録作成、通帳のコピー、土地・建物の登記事項証明書の添付によって、自書によらない相続財産目録の作成が可能となりました。ただし、上記財産目録には全ての頁に署名押印が必要となります。

【制度導入の利点・効果】

従来の「自筆証書遺言」は、添付する財産目録も含め、全文を自書する必要がありましたが、このたびの制度導入により、自書によらない財産目録を作成することが可能となりました。作業量が多く、書き写す際に間違える等の問題もなくなり、多くの方がより簡単に利用できるため、遺言作成の促進が期待されています。

財産目録
※パソコン作成
法務太郎 印

普通預金通帳
様
BANK
通帳の写し+
法務太郎 印

登記事項
法務太郎 印

自筆証書

無料 相続・遺言 相談会実施中
0120-512-432

2. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

「法務局における自筆証書遺言の保管制度」につきましては、2020年7月10日に施行が予定されております。新設規定のため、不明瞭な点もありますが、利点も多いため制度を知っているだけで、遺言作成への選択肢が広がります。

【現状・問題点】

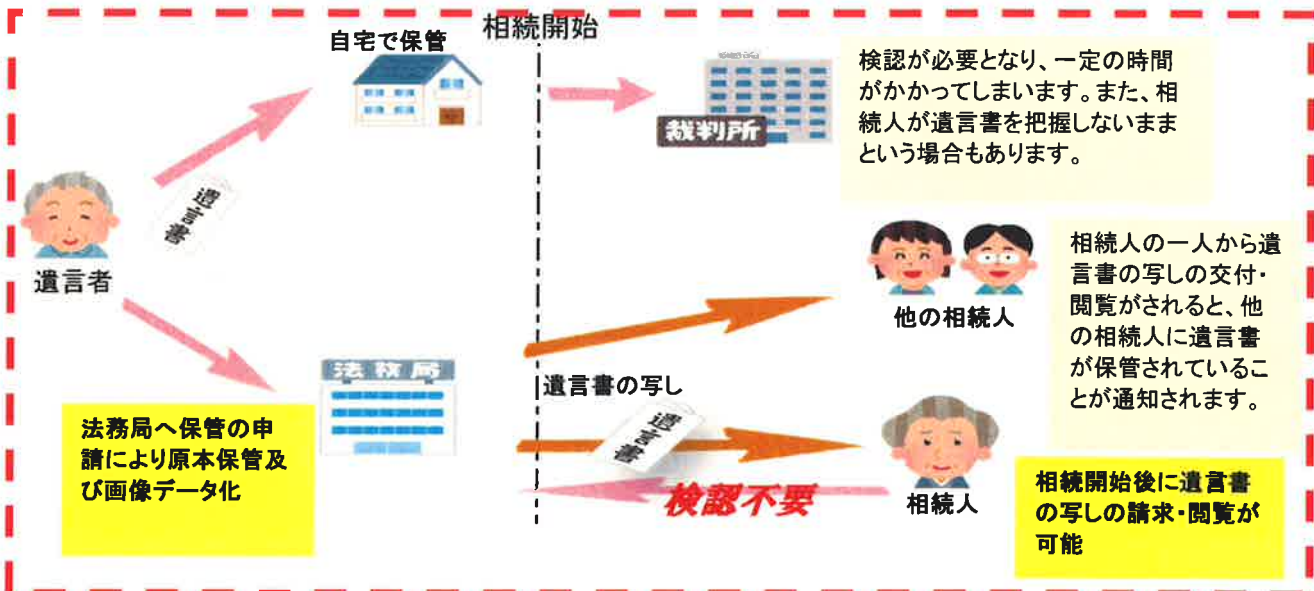
自筆証書遺言にかかる遺言書は一般的に自宅で保管されることが多く、遺言書の紛失、相続人による遺言書破棄、隠匿、改ざん等のおそれがあります。また、これらの問題により相続をめぐる紛争が生じやすいのが現状です。

【主な制度内容】

法務局にて、自筆証書による遺言書の保管を行います。遺言者は保管申請、返還又は閲覧請求が可能となり、相続人等は遺言者の死亡後、遺言書の閲覧や交付請求が行えます。一度、遺言書の写しが閲覧・交付されますと、他の相続人等に遺言書が保管されている旨が通知されます。

【制度導入の利点・効果】

公的機関での保管により遺言書の紛失・隠匿等の防止、遺言書の存在を容易に把握することが可能となりました。これにより、相続をめぐる紛争の防止及び相続手続きの円滑化が期待されております。



	主なポイント
申請の対象	自筆証書によって作成した遺言書のみ(※無封のものに限る)
申請者	遺言者が自ら出頭する必要あり
検認	法務局で保管された自筆遺言は検認不要
閲覧	遺言者はいつでも可能 相続人等は遺言者の死亡後

3. 遺言制度の改正により

遺言は被相続人の最終意思を実現するものであり、家族の在り方が多様化する中で、遺言が果たす役割はますます重要となっていくかと思えます。ご自身の大切な方に間違いなく財産を与えることを実現させるためにも、この改正をきっかけに選択肢の一つとして考慮していくことがよいのではないのでしょうか。また、遺言作成には公正証書遺言という方法もあります。作成される方のニーズに応じて使い分けていくことが最も大事なことで、お困りの際はご相談いただければと思います。

3.アプローチ相談室

～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：倉橋



契約書等が複数枚である場合に、ページの綴り目に押す印鑑は、本当はなんて呼ぶのが正しいの？

質問の押印する印鑑は、正しくは契印（けいいん又はちぎりいん）と呼びます。よく割印と間違えられることが多いかと思いますが、正しい使い方は次の通りです。

《契印》

書類が複数枚になる場合に、それらが一つの書類であることを証明するために書類のとじ目ごとに両紙面にわたって押す印です。袋綴じされた書類に押す印も契印です。

《割印》

正本と副本、原本と写しなどの二枚の書類が元々、同じだった証として両紙にまたがって押印します。

《消印》

印紙の再使用を防ぐために押す印です。押印するハンコは認印やシャチハタで良いですし、ハンコがなければサインでもかまいません。また印紙はあくまで税金の納付のために貼るので、万が一課税対象の契約書等に印紙がない場合でも、契約書の効力自体は有効なものです。ただし課税対象の契約書等に印紙を貼り忘れると、本来払うべき印紙税の3倍の過怠税が徴収されますので、ご注意ください。



4.アプローチ女子会

～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：岡村 千花

今年もよ～く冷えたアルコールが美味しい季節がやって来ましたね。

暑い日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。

今回の女子会は4月19日に東区東桜にある「松庵」で開催されました。相変わらずお肉が大好きなアプローチ女子。お酒を片手に次から次へと運ばれて来るお肉を目の前にしてテンションアップ！ここ最近、お肉の脂に胃もたれすることが多いのですが、こちらのお店のお肉は全く胃もたれせずどんどんお腹の中へ。お酒とお肉が進むにつれておしゃべりに花が咲き過ぎ、気がついたら終電間際。GWの10連休前の忙しさに負けぬよう身も心もしっかりと栄養補給できました^_^

私ごとですが、アプローチで働き始めて1年。〇十代の頭に新たなことを叩き込むのは容易でなく心折れそうになる時もありましたが、優しく頼りになる先輩方のおかげでお仕事を続けることができました。これからも日々忘却と戦いながら頑張りたいと思います(^_^)



5.アプローチからのお知らせ

◎事業承継に関するご案内とスタッフの紹介

令和元年5月1日、鬼頭努司法書士事務所の事業を承継し、久屋大通オフィスにて事業統合する運びとなりました。これに伴い、鬼頭努司法書士事務所は、鬼頭努及び職員ともども司法書士法人アプローチに移籍し、鬼頭司法書士は相談役として、職員は今までと同様に業務を行います。これまでに互いの事務所で積み重ねた実績と知見を有機的に連携し、組織の継続性を担保しつつ、依頼者の未来を見据えた質の高い会社・法人登記手続サービス及びリーガルサービスを全力で提供し、更に皆様のお役に立つ事務所となる決意です。つきましては、よろしくご高承の上、今後とも変わらぬご支援ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。



氏名	鬼頭努
出身地	名古屋市
役職：資格	司法書士
趣味	尺八
特技	どこでも寝ることができます
ずばり自分の売りは！	長年の経験に基づく適格なアドバイスができます。



氏名	後藤隆太
出身地	三重県桑名市
役職：資格	行政書士
趣味	写真撮影（風景）
特技	洗濯・洗い物
ずばり自分の売りは！	愚直で泥くさくても、一生懸命にやります！！



氏名	大矢千里
出身地	名古屋市
役職：資格	事務職
趣味	弓道
特技	時間を無駄にしないこと
ずばり自分の売りは！	何事も一生懸命取り組みます。

◎ R1. 5. 19 司法書士 田中真由美が「生涯お守りセミナー」の講師をさせていただきました！

万松寺白龍ホールにて、認知症対策や争族対策についての事前準備の必要性を司法書士の観点からお伝えさせていただきました。体が元気なうちにできる対策や、「もしも」の時に自分の意思や権利、尊厳を守るために準備しておくべきことが沢山あります。未来を想像しながら学び、自身に問いかけるセミナーとなりました。ご参加下さった皆様、ありがとうございました！

◎ R1. 6. 26 司法書士 田中真由美が「知って200%安心できる相続対策セミナー」の講師をさせていただきました。

松阪市のカリヨンプラザにて、生前対策についてお話しさせていただきました。今回は、今までと違い'予算別'という新たな視点から、本当にやるべき対策とは？というテーマでお話しさせていただいたので、より現実的な内容となり、参加者も大変興味を示してくださいました。ご参加下さった皆様、ありがとうございました！

◎ R1. 5. 31 第41回 アプローチセミナーを開催しました！

今回、「共有不動産」解消をテーマに池田総合法律事務所の弁護士 池田伸之先生に講義していただきました！テキストを用いて、具体的な紛争事例をもとにわかりやすく説明してくださいました。池田先生、ありがとうございました！！



6.アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様にお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

【例】

1. 新発見?! 謄本の見方・使い方
2. 今さら聞けない登記手続のキソの基礎
3. 相続勉強会(初級・中級・上級 編)
4. 最大限あなたの希望を叶える! 遺言の作り方
5. "株式会社"だけじゃない! 会社設立のツボ教えます。
6. 失敗事例から学ぶ事業承継
7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～等



7.アプローチメンバーズクラブ (AMC)のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ (AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金10,800円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,400円)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%OFF
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 20%OFF
	8 財産管理表の作成	通常料金54,000円～を50%OFF
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を20%OFF
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を20%OFF

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方にのみ配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax (052)228-0714

http://www.approach.gr.jp ✉ soudan@approach.gr.jp

